

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【3】」

2. 日時：令和2年7月21日 14時45分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他9名※

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○輸送時と横置き貯蔵時で、特定兼用キャスクの構造の一部を変更することについて、変更対象部位である3次蓋と緩衝体の構造の差異及び取り付けボルト数の差異を明確にした上で、輸送と貯蔵の兼用に影響を及ぼさない構造設計の成立性を説明すること。

○地震時の健全性評価について、設置方法（横置き又は縦置き、基礎等に固定又は固定しない）別に、MHIが行う設計の型式証明申請に含める範囲、及び特定兼用キャスクを使用する電力事業者が行うこととなる設置（変更）許可申請に含まれる範囲を説明すること。

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（コメント回答）

以上